

犬の飼い主の皆さんへ

犬の登録と狂犬病の注射は狂犬病予防法で
飼い主の義務と定められています。

犬の登録

犬を飼い始めたり、引っ越しをしたら、
必ずお住まいの市町村役場に届け出をしてください。
沖縄県内の多くの市町村がマイクロチップの特例制度に
参加していないため、別途登録が必要です。

義務です

- ◆新しく犬を飼い始めたら、30日以内に登録◆
- ◆子犬は90日齢を超えたら、30日以内に登録◆
- ◆住所変更、犬が死亡した時などは、30日以内に届け出◆

狂犬病の予防注射

犬の管理者は毎年4～6月に狂犬病の予防注射を
飼い犬に受けさせる義務があります。
打ち漏らした場合は、できるだけ早く打ちましょう！

【犬の登録】【狂犬病の注射】【鑑札・注射済票
の装着】は、狂犬病予防法第4条及び第5条で飼
主（所有者・管理者）の義務と定められており、
違反すると罰則（20万円以下の罰金）の適用対
象となることがあります。また、今年度の注射
済票を装着していない犬は抑留対象になります。

**鑑札と今年度の注射済票（金属札）を
必ず犬に装着してください。**

札を紛失したとき、住所や飼主が変わったときは役場に届出を！

<お問い合わせ先>

沖縄県薬務生活衛生課 098-866-2055
各市町村役場 狂犬病担当窓口



ちゃんと
やってね！